

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	松戸市住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

松戸市長

## 公表日

令和3年7月26日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の目的 松戸市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>2. 事務の全体概要 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(令和2年総務省令第50号。以下「個人番号等省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 庁内共通連携基盤システム(団体内統合宛名システム) 5. コンビニ交付システム</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル</p>	

### 3. 個人番号の利用

#### 法令上の根拠

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)  
(平成25年5月31日法律第27号)
  - ・第7条(指定及び通知)
  - ・第16条(本人確認の措置)
  - ・第17条(個人番号カードの交付等)
  - ・第18条(個人番号カードの利用)
  
2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)  
(平成25年5月31日法律第28号施行日時点)
  - ・第5条(住民基本台帳の備付け)
  - ・第6条(住民基本台帳の作成)
  - ・第7条(住民票の記載事項)
  - ・第8条(住民票の記載等)
  - ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)
  - ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
  - ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
  - ・第22条(転入届)
  - ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
  - ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
  - ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
  - ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 (1) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部 市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	松戸市 市民部 市民課 電話番号 047-366-7340	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I - 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 深水 進	課長 小嶋 智	事後	—
平成28年6月1日	II - 1.対象人数	平成26年12月18日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月1日	II - 2.取扱者数	平成26年12月18日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	I - 4 - ③システムの名称	4. 庁内共通連携基盤システム	4. 庁内共通連携基盤システム(団体内統合宛名システム)	事後	誤字脱字、記載漏れ等の修正。 特定個人情報保護評価指針の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年7月14日	I - 4 - ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 (1) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)。</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 (1) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)。</p>	事後	誤字脱字、記載漏れ等の修正。 特定個人情報保護評価指針の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅱ－1.対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	Ⅱ－2.取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱ－1.対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱ－2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	誤記の修正。 特定個人情報保護評価指針の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和1年6月27日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村CS部分について記載する。	事後	誤記の修正。 特定個人情報保護評価指針の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和1年6月27日	Ⅰ－5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小嶋 智	市民課長	事後	役職名とする。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I - 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	松戸市役所 総務部 総務課 情報公開担当室	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室	事後	誤記の修正。 特定個人情報保護評価指針の重要な変更には該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和1年6月27日	I - 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松戸市役所 市民部 市民課	松戸市 市民部 市民課	事後	誤記の修正。 特定個人情報保護評価指針の重要な変更には該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和1年6月27日	II - 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	II - 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	IV リスク対策 を記載	事後	様式変更
令和2年7月10日	I - 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(令和2年総務省令第50号。以下「個人番号等省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令の改正等による修正。 特定個人情報保護評価指針の重要な変更には該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I - 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)	事後	法令の改正等による修正。特定個人情報保護評価指針の重要な変更該当しない。また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年7月10日	II - 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	II - 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月16日	II - 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	II - 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正